

真備水害訴訟弁護団ニュース

No.
4

訴訟進行についてのご報告

2020年11月25日
真備水害訴訟弁護団
連絡先 賀川法律事務所
TEL 086-234-8977

弁護団長 金馬健二

訴え提起に当たっては、原告の方々にそれぞれ相当額の印紙額（訴え提起費用）を裁判所に納入していただくことが定められています。しかし、私たちは、原告全員について、現段階でその経済的負担をしていただかなくて済むよう、裁判所に対し、印紙額の支払猶予（「訴訟救助」といいます。）の申立をしています。私たちは4月に第一次訴訟提起、7月に第二次訴訟を提起していますが、裁判所による訴訟救助についての審査が現在も終わっていないために、今なお第1回口頭弁論期日も指定されないままとなり、遺憾に思っています。訴訟救助の申立が全て認められれば、印紙額の納入が猶予されて訴訟が進行しますが、その申立が認められなかった原告の方については、印紙額の納入負担が生じることになります。

私たちは裁判所への働きかけをし、訴訟救助が早期に認められ、訴訟がすみやかに進行するよう期しているところです。

★紹介★

第3次訴訟原告に、日本民話の会会長の立石憲利さんが加わることが決まりました。「民話の立石おじさん」としてラジオ出演や講演活動に毎日活躍されています。災害当時の立石さんの雑誌投稿文をご紹介します。

【弁護団 自己紹介】

弁護団員

清水善朗

★ウェブサトQRコード



★フェイスブックQRコード



一水浸しになった書庫 立石憲利

真備町に、居宅とは別に書庫と書斎用の家があった。

7日、真備町が水浸しとの知らせで駆けつけたが、一面海となって近づけない。9日夕方、水が引いたというのでとんで行った。

家の中は畳が浮き上がり、家具が倒れ足の踏み場もない。12畳ほどの書庫には本が一面に散乱。自宅から運んで、未整理の本を置いていた書庫も同様で、立ちすくんだまま動けなかつた。専門とする昔話や民俗学の本、自著の新本など合わせて五千冊も家具もすべて被害ごみに。

(婦人之友 2019.9.1発刊 112巻第9号より抜粋)



私は弁護士になって以来倉敷で活動してきました。水島コンビナートから排出される汚染物質で呼吸器疾患を発症した方々がコンビナート企業を相手にたたかれた裁判を皮切りに企業や国による被害を救済する裁判に携わってきました。真備水害の裁判は、被害者の立場から水害の原因を明らかにする裁判です。自分問題として取り組みます。

★弁護団ウェブサイトのご案内

真備水害訴訟弁護団では、下記アドレスでウェブサイトを運用しております。訴訟の進展等に伴い、随時内容を更新してまいりますので、ご興味のある原告の皆様は是非ご覧ください。また、他に真備水害弁護団のFacebookグループも運用しておりますので、併せてこちらもご覧ください。

★ウェブサイト <http://mabisuigai.starfree.jp/>

★facebookグループ <https://www.facebook.com/真備水害弁護団-336333953660039/>